

様式第1号（3関係）

審 査 基 準

平成26年8月21日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第45条第1項
処 分 の 概 要 : 駐車許可
原 権 者 (委 任 先) : 警察署長
法 令 の 定 め : 静岡県道路交通法施行細則第5条（警察署長の駐車許可）
審 査 基 準 : 別紙参照
標 準 処 理 期 間 : 7日以内（行政庁の休日は含まれない。）
申 請 先 : 警察署
問 い 合 わ せ 先 : 警察署交通（第一）課
備 考 :

別紙

警察署長は、駐車許可の申請に係る駐車を行う理由が、次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- 1 申請日時が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 駐車（許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従った駐車。(2)において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
 - (2) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- 2 申請場所が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置駐車となる場合においては法第 45 条第 1 項各号に掲げる場所を除く。）であること。
 - (2) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
- 3 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 当該車両以外の交通手段（公共交通機関等）によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - (2) 5 分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
 - (3) 道路交通法第 77 条（道路の使用の許可）第 1 項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
- 4 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
 - (1) 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
 - (2) その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね 100 メートル以内